

「女性の健康の包括的支援に関する法律（仮称）」
の早期成立を求める意見書

昨年 8 月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、働く女性が、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境が整備されることとなった。

しかしながら、女性の健康については、その心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策や、女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等の社会的要素の変化に応じた対策が十分に行われているとはいえない状況にある。

わが国は、先進諸国の中で女性管理職の割合や政治分野における女性の割合などが低いことが指摘されているが、他の先進諸国では、性差に着目した新たな健康科学の概念が構築され、科学的根拠に基づいた種々多様な女性の健康増進対策が普及している。

女性が、心身の状態や変化等を自覚し、自らの健康の保持増進に主体的に取り組むようになることは、人生の各段階における女性の自己実現を促進し、社会参加を後押しすることにつながる。

よって、国会及び政府においては、「女性の健康の包括的支援に関する法律（仮称）」を早期に成立させ、ライフステージごとの女性特有の心身の変化等に的確に対応した健康支援対策を総合的かつ計画的に推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年（2016 年）3 月 29 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、女性活躍担当大臣

（提出者）自由民主党、民主党・市民連合及び公明党所属議員全員